

## 社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会車椅子移送車貸出要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、車椅子使用者の日常生活の利便性の向上を図るため実施する社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する車椅子移送車の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 車椅子移送車を利用できるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に活動の拠点を置く団体又は法人
- (3) その他会長が特に必要と認めたもの

### (遵守事項)

第3条 車椅子移送車は、車椅子使用者の通院、福祉施設への移動、旅行、地域活動等のために利用するものとし、次に掲げる事項のために利用してはならない。

- (1) 車椅子使用者以外の者の移動
- (2) 宗教活動、政治活動又は営利目的の活動
- (3) 公序良俗に反する活動

### (貸出期間等)

第4条 車椅子移送車の貸出期間は、1回につき3日を限度とする。ただし、会長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

- 2 車椅子移送車の貸出回数は、1か月に3回を限度とする。
- 3 貸出しの予約開始日は、利用日の属する日の2か月前の月の初日（休業日に当たる場合は翌営業日）からとする。
- 4 貸出しの予約は、窓口又は電話で受け付けるものとする。
- 5 貸出し及び返却時間は、午前9時から午後5時までとし、休業日には貸出し及び返却の手続は行わないものとする。

### (運転者)

第5条 車椅子移送車を運転する者は、運転経験1年以上の者とする。

### (貸出しの申請)

第6条 車椅子移送車の貸出しを受けようとするものは、車椅子移送車貸出申請書

(様式第1号)に、車椅子移送車を運転する者全員の運転免許証の写し(免許情報記録個人カードを有する者にあつては、運転免許証の写しその他当該者が免許を受けていることを証するに足りる書面)を添えて、会長に提出しなければならない。

(利用後の報告)

第7条 車椅子移送車を借り受けたもの(以下「借受者」という。)は、車椅子移送車を利用後、車椅子移送車利用報告書(様式第2号)に燃料代の領収書を添えて会長に提出するとともに、車椅子移送車を返却するものとする。

2 借受者は、車椅子移送車の返却に当たっては、燃料の給油、車両の状態の確認及び車両の清掃を行い、破損、汚損その他の異常があつたときは、車椅子移送車利用報告書の提出時にその旨を報告するものとする。

(費用)

第8条 車椅子移送車の貸出料は、無料とする。ただし、燃料代その他移送に必要な費用は、借受者の負担とする。

(損害補償)

第9条 貸出中に発生した事故に対する補償は、本会加入の保険の範囲内とし、保険の対象とならない損害補償等一切の責任は、全て借受者(運転者を含む。次項、次条及び第11条において同じ。)が負うものとする。

2 貸出中に発生した事故に対する示談交渉は、借受者が一切の責任をもつて行うものとする。

(運行の中止)

第10条 借受者は、車椅子移送車の運行中に非常災害が発生したとき又は運行の継続が危険と見込まれたときは、直ちに運行を中止しなければならない。

(事故等の報告)

第11条 借受者は、車椅子移送車の運行中に事故、故障等が発生したときは、直ちに電話等で本会へ連絡し、帰着次第、その事実を会長に報告しなければならない。

(貸出しの中止)

第12条 会長は、借受者が前2条の規定に違反したときは、貸出しを中止し、直ちに返却させるものとする。

(貸出しの制限)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合は、車椅子を貸し出さないことができるものとする。

(1) 車椅子移送車の貸出しを受けようとするものが、過去に車椅子移送車の貸出しを受けた際、次の行為があったと認められる場合

ア 複数回の返却遅延

イ 著しく粗雑な車椅子移送車の取扱い

(2) その他会長が適当でないと認めた場合

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。